

学校給食費に係る就学援助費の取扱いの明確化により、教職員の事務負担を軽減

～学校給食費に係る就学援助費の取扱いの明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「153」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

学校給食費に係る就学援助費について、現物給付として提供する場合は保護者の委任状を要しないことを明確化することにより、教職員が行っていた滞納整理事務や委任状要求といった事務負担を軽減

(通知 学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて(平成29年10月19日 29文科初第984号))

地域の課題

学校給食費に関して教職員の負担が大きい

学校給食費の滞納整理事務や学校給食費に係る就学援助費の代理受領に必要な委任状要求が負担



未納金の徴収・催促や委任状を集めることが大変なんです…



教職員

なんとなんとかの?!

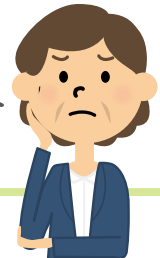
地域の声

制度上の支障

委任状を受け取るのが難しい

未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意が取れない場合がある

委任状が不要となれば有り難いのですが…



地方

提案

解決策

委任状不要の場合を明確化

学校給食そのものを現物給付として提供する場合は保護者の委任状を要しないことを明確化

現物給付であれば委任状は不要です



行財政の効率化

教職員の事務負担を軽減

滞納整理事務および委任状要求がなくなり
○教職員の負担軽減
○安定した学校給食の運営が図られる

大変だった事務が楽になります!

